

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業(たん水防除事業)				
地区名	しんおりづ 新下津地区				
事業箇所	おりづしもまちひがし 稲沢市下津下町 東 地内				
事業のあらまし	<p>本地区の対象地域は愛知県の北西部に位置し、地区西側は JR 東海道本線稲沢駅、東側は一級河川五条川及び一級河川青木川、北側は名神高速道路一宮 I.C に接する平坦な地域である。地区内では都市近郊の立地を生かしながら、水稻を中心とした農業が行われている。地区内の排水は、1977 年～1982 年にかけて県営たん水防除事業により下津排水機場が設置され、五条川へ排水されている。既設排水機場は設置から 30 年以上が経過し、ポンプの老朽化に伴う排水能力の低下が著しく、また、流域開発による降雨流出量の増加もあり、豪雨時にはしばしば農地や農業用施設、公共施設などに湛水被害が生じている。</p> <p>このため、たん水防除事業では排水機場の更新を実施することで地域の浸水を防ぎ、農地や住民の生活を守ることを目的として 2017 年度よりたん水防除事業を実施し、2024 年度に完了する予定である。</p>				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>老朽化等に伴い排水能力が著しく低下した下津排水機場を更新し、流域内の湛水被害を未然に防止することにより、地域住民の安全・安心を確保するとともに、安定的な農業経営が図られる。(基準雨量：290mm/3 日、1/20 年確率雨量)</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2016 年度)	再評価時 (2021 年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2017～2024	2017～2024		
	事業費(億円)	17.6	19.0		
	経費内訳	工事費	15.3	17.7	労務資材費及び事業量変更による増
		用補費	0.1	0.1	
その他	2.2	1.2	精査による減		
事業内容	排水機場 1 か所	排水機場 1 か所			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>既設排水機場の老朽化に伴う排水能力の低下や地区内開発による降雨流出量の増加により排水状況が悪化し、湛水被害が生じていることから、早急に更新し、排水能力を向上させる必要があった。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>計画施設は地区内の湛水被害を防止するための基幹的な排水施設であり、排水能力不足は変わっておらず、整備が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>地区の排水能力不足は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	B	<p>A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>ⓑ: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>地区内の排水能力不足は改善されておらず、整備の必要な状況は継続しているため。</p>			

		<p>・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</p> <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>				
	【理由】	阻害要因もなくほぼ計画通り完成が見込まれるため。				
③事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】				
		事前評価時からの土地利用の大きな変化はないため変動要因はない。				
		【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】				
			区分	事前評価時 (基準年：2016)	再評価時 (基準年：2021)	備考
		費用 (億円)	当該事業による費用	13.7	-	
			関連施設の整備費用等	24.1	-	
			合計(C)	37.8	-	
		効果 (億円)	作物生産効果	13.3	-	
			災害防止効果(農業)	16.3	-	
			災害防止効果(一般)	289.7	-	
災害防止効果(公共)	6.3		-			
維持管理費節減効果	△0.2		-			
合計(B)	325.4		-			
(参考)算定要因	水稲作付面積(ha)		38.7	38.7	増減なし	
	畑作付面積(ha)	57.8	57.8	増減なし		
	その他	241.9	241.9	増減なし		
	分析結果(B/C)	8.59	-			
<p>※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。</p> <p>※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事業採択時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。</p> <p>注) その他費用の内訳</p> <p>①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格</p> <p>②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(幹線排水路等) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格 ※評価期間：48年(当該事業の工事期間8年+40年)</p> <p>【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)に基づき算定を行った。</p> <p>【変動要因の分析】 費用対効果分析の算定基礎となった要因に大きな変動はない。</p>						

2) 貨幣価値化困難な効果の変化	<p>【事業採択時の状況】 該当なし。</p> <p>【再評価時の状況】 該当なし。</p> <p>【変動要因の分析】 該当なし。</p>
判定	<p>A</p> <p>A: 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p> <p>【理由】 前回評価時（2016年度）とほぼ同様の事業効果発現が見込まれるため。</p>
III 対応方針（案）	
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 —</p> <p>【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の降雨がなければ、効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>	
V 事業評価監視委員会の意見	
<p>新下津地区の対応方針(案) [事業継続] を了承する。</p>	
VI 対応方針	
<p>事業継続</p>	